

第四期特定健康診査等実施計画

千葉トヨタ健康保険組合

令和7年4月

○背景及び趣旨 我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や経済の低成長、疾病構造の変化などにより大きな環境変化に直面している。中でも生活様式の急激な変化による生活習慣病の増加により、糖尿病等での医療費の増加も顕著になっている。今後とも医療制度を持続可能なものとするためには、疾病予防への取り組みが急務となっている。このような状況に対応するため、国は平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により、健康の保持に努める必要がある者に保健指導を実施することとされた。本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。なお、「高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条」により、6 年を一期として、特定健康診査等実施計画を定めることとする。

○当健康保険組合の現状

当健康保険組合の 7 事業所は全て千葉県内に所在している。各事業所拠点は県内に点在しており、その数はおおよそ 170 ヲ所となっている。被保険者数は R7 年 4 月末現在で 3,239 人、加入者数 6,068 人と比較的小規模な健康保険組合である。業種は、自動車の小売を主に、修理、リース、保険代理店など多岐に亘っている。また、被保険者の職種としても、営業、エンジニア、事務、配送、接客など多岐に亘っている。被保険者全体のうち 86.5%が男性であり、女性の割合が低い傾向にある。また、平均年齢は 43.79 歳でやや高い。健康診査は、被保険者については事業主健診および当健康保険組合が契約する健診機関における健診ならびに人間ドック、女性被保険者・女性被扶養者を対象とした、株式会社あまの創健が契約する健診機関において実施する地域巡回健診を実施している。R6 年度、被保険者の受診状況については、特定健診対象者 1,999 人中 1,886 人が受診しており、受診率に換算すると 94.3%と非常に高い受診率となっている。一方、被扶養者では、特定健診対象者 732 人中 328 人の受診で、受診率に換算すると 44.8%と受診率が低い状況にある。

○特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査の基本的考え方 特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために 行うものである。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積による体重増加が、様々な疾患の原因となることをデータで示すことができるため、健康診査受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2. 特定保健指導の基本的考え方 特定保健指導の目的は、生活習慣病に移行させないことである。保健指導で重要なことは、対象者自身が健診結果を理解して、適度な運動やバランスのとれた食事の習慣化など、自らの生活習慣を良い方向に変えることができるように支援することにある。

○目標

1.特定健康診査の実施にかかる目標 2025 年度における特定健康診査の実施率を 90%(国の基本指針が示す目標値)とする。 この目標を達成するために、2025 年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

対象者	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	目標値
被保険者	94.3%	94.5%	94.5%	95.0%	95.0%	95.0%	
被扶養者	44.8%	51.5%	59.0%	65.0%	72.4%	76.2%	
合 計	81.0%	83.0%	85.0%	87.0%	89.0%	90.0%	90.0%

2.特定保健指導の実施にかかる目標

R11 年度における特定保健指導の実施率を 66.0%とする。

この目標を達成するために、2025 年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

対象者	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	目標値
特定保健指導対象者数	23.0%	24.0%	25.0%	26.0%	27.0%	28.0%	
実施数	150 名	157 名	164 名	171 名	178 名	185 名	
実施率	65.5%	65.6%	65.7%	65.8%	65.9%	66.0%	66.0%

○特定健康診査等の対象者数

1.特定健康診査

〈被保険者〉

対 象 者	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
40 歳以上対象者	2,000 名	2,010 名	2,020 名	2,030 名	2,040 名	2,050 名
目標実施数	1,900 名	1,930 名	1,960 名	1,990 名	2,020 名	2,050 名
目標実施率	95.0%	96.0%	97.0%	98.0%	99.0%	100.0%

〈被扶養者〉

対 象 者	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
40 歳以上対象者	730 名	735 名	740 名	745 名	750 名	755 名
目標実施数	330 名	338 名	348 名	358 名	368 名	378 名
目標実施率	45.0%	46.0%	47.0%	48.0%	49.0%	50.0%

※40 歳以上の対象者数を被保険者は 10 名、被扶養者は 5 名ずつ増加と予想。

2.特定保健指導

〈動機付け支援〉

対 象 者	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
40 歳以上対象者	150 名	155 名	160 名	165 名	170 名	175 名
目標実施数	25 名	26 名	29 名	31 名	34 名	37 名
目標実施率	16.7%	17.0%	18.0%	19.0%	20.0%	21.0%

〈積極的支援〉

対 象 者	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
40 歳以上対象者	420 名	425 名	430 名	435 名	440 名	445 名
目標実施数	75 名	77 名	82 名	87 名	92 名	98 名
目標実施率	17.9%	18.0%	19.0%	20.0%	21.0%	22.0%

○特定健康診査等の実施方法

- 1.実施項目 ア.特定健康診査 厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目とする。 イ.特定保健指導 厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第3章に記載された内容に基づき実施する。
- 2.実施方法 ア.特定健康診査 事業主が契約する健診機関が行う巡回健診及び当健康保険組合が契約する健診機関における健診ならびに人間ドック（特定健診項目も含めた健康診査）を実施する。 当健康保険組合が契約する健診機関における健診ならびに人間ドック（特定健診項目も含めた健康診査）、女性被保険者・女性被扶養者を対象とした、株式会社イーウェルが契約する健診機関 において実施する地域巡回健診を実施する。 イ.特定保健指導 特定保健指導の対象者については、特定健康診査の結果を当組合において階層化して抽出する。 株式会社現代けんこう出版及び株式会社保健支援センターへ業務委託する。具体的には積極・的支援・動機付け支援の対象者(約 570 人/2018 年度)に対し、所定のプログラムを実施する。
3. 実施時期 ア.特定健康診査 4 月 1 日から翌年 2 月末日が基本であるが、未受診者は 3 月まで認める。 イ.特定保健指導 10 月から翌年の 3 月までとする。
4. 健診・指導結果データの入手方法等 ア.特定健康診査 健診データは、契約医療機関から直接、または、代行機関を通じ電子データを随時（または月 単位）受領して当健康保険組合で保管する。 イ.特定保健指導 委託先から電子データで受領して当健康保険組合で保管する。
- 5.健康診査・保健指導結果の保存期限 5 年間とする。
- 6.周知方法等 当健康保険組合のホームページに掲載する。

○個人情報の保護 特定健康診査及び特定保健指導に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び当健康保険組合の個人情報保護管理規程を遵守し、適正に取り 扱うこととする。 当健康保険組合及び委託された特定健康診査・特定保健指導実施機関は、業務によって知り 得た情報を外部に漏らしてはならない。 当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は、当健康保険組合保健事業事務担当職員に限る。 外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

○特定健康診査等実施計画の公表・周知 本計画の周知は、ホームページに掲載する。

○特定健康診査等実施計画の評価及び見直し 当計画については毎年実施状況を確認し、必要に応じて見直しを検討する。また R8 年度までの 3 年間の評価を行い、目標値と大きな乖離がある場合には目標値を見直すことも検討する。